# 茂原市議会定例会会議録 (第5号)

## 議事日程(第5号)

令和5年9月21日(木)午後1時00分開議

- 第1 特別委員会中間報告の件
- 第2 議案並びに請願・陳情の総括審議
- 第3 閉会中の継続審査申し出の件
- 第4 発議案第1号から第3号までの 上程説明並びに総括審議

## 茂原市議会定例会会議録 (第5号) 令和5年9月21日 (木) 午後1時00分 開議

○議長(金坂道人君) ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は17名であります。	したがいまして、	定足数に達し会議は成立しまし	た。
		_ ☆	_

## 議長の報告

○議長(金坂道人君) ここで報告します。

お手元に配付のとおり、地方自治法第180条第2項の規定により、市長において専決処分を することができる事項として指定した損害賠償額の決定及び和解に関することについて、専決 処分をした旨の報告がありました。

次に、去る9月15日の本会議で設置されました決算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に小久保ともこ君、副委員長に岡沢 与志隆君がそれぞれ選任されました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告が ありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

## 

#### 議事日程

○議長(金坂道人君) 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

#### 特別委員会中間報告の件

**〇議長(金坂道人君)** それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

水害対策特別委員会副委員長 岡沢与志隆君から報告を求めます。

(水害対策特別委員会副委員長 岡沢与志隆君登壇)

〇水害対策特別委員会副委員長(岡沢与志隆君) 水害対策特別委員会の報告を申し上げる前に、一言申し上げます。 9月8日の台風13号の接近に伴う大雨の災害で、被災されました全ての皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、災害発生時から様々な場面で御支援、御協力をいただいております市当局、自治会、消防団、消防、警察、茂原市建設業組合など、多くの

関係団体の皆様に深く感謝を申し上げます。また、災害被害への対応のために、千葉県はもとより県内自治体より派遣された職員の皆様、そして駆けつけてくださったボランティアの皆様にも心から感謝を申し上げます。今後も、被災された市民の皆様が一日も早く元の生活に戻れるよう、市当局と共に全力で支援してまいる所存でございます。

それでは、水害対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

令和5年8月3日に千葉県県土整備部職員及び市当局職員出席のもと、委員会を開催し、初めに川中島下水処理場、落合橋付近の工事箇所、ほほえみ橋付近の工事箇所、赤目川A調節池、赤目川萱場地先の工事箇所を視察し、視察後の委員会において、激特事業の進捗状況及び今後の見通しについて、赤目川改修事業の進捗状況及び今後の見通しについて、内水対策の状況について、明治橋の架け替えについて説明を受けましたので、その内容について申し上げます。

最初に、激特事業の進捗状況及び今後の見通しについて説明を受けました。

まず、瑞沢川合流点から下流の河道掘削区間において、下流域では、局所的に用地買収が未了で、計画上の河川断面を確保できていない箇所があることから、引き続き用地の取得に努める。また、共有地の管理行為について、今年4月に施行された改正民法の活用を検討しており、今後、伐木や暫定掘削を実施していく方針である。工事については、現在、川瀬橋付近の護岸工事を実施している。また、今年度も引き続き松潟堰上流の堆積土砂の撤去を実施する予定であるとのことでありました。

次に、瑞沢川合流点から鶴枝川合流点までの河道拡幅区間では、河川改修することにより、河道を約20メートル拡幅し、河道断面が4割増えることとなる。用地については、令和5年6月末時点で、全体約8.7~クタールのうち約9割の用地契約を締結しており、工事については、河道拡幅に伴う橋梁架け替え及び樋門工事を進めている。現在、北川橋、東橋の下部工事を進めており、上部工事については、製作を始めたところである。樋門については、10基のうち1基は完成し、6基が施工中。さらに、今年度から築堤工事のほうにも着手しているとのことでありました。

次に、鶴枝川合流点から豊田川合流点までの護岸法立て区間では、左岸において、令和6年度末までの完成を目指し、護岸工事等を実施。なお、台風シーズン前の令和4年8月末までに、短期対策として実施した堤防の嵩上げ工事や、河道の暫定掘削は完了している。護岸法立て区間は茂原市街地に位置し、短期間での用地取得が困難であることから、既存の川幅の中で洪水が流れる断面を大きくし、また地盤沈下で低くなった堤防を計画の高さまで嵩上げすることとしている。現況の堤防が2割勾配であったものを、五分勾配のコンクリート護岸で法立てを行

い、堤防の天端は自転車道路とし、護岸の下に将来の維持管理のための管理用通路を設置する。 なお、工事完了後、現況断面と比べて2割から3割程度断面が増加する。旭橋下流の護岸法 立て区間では、護岸ブロックの積み上げが完了しており、今後ブロックの最上段にL型擁壁を 設置することで、計画の堤防高さを確保する。明光橋下流の護岸法立て区間では、今後、あと 1段護岸ブロックを積み上げてからL型擁壁を設置していくとのことでありました。

次に、鶴枝川合流点から上流部における堤防嵩上げの状況については、昨年の8月末までの 短期対策として、地盤沈下により低くなった堤防をコンクリートにより50センチ程度の嵩上げ を実施。早野橋から鷲巣橋までの約1.2キロメートル区間については、右岸は既に施工済みで あり、現在左岸においてコンクリートによる堤防嵩上げ工事を実施しているとのことでありま した。

次に、豊田川合流点よりさらに上流に位置する第二調節池の増設については、増設する第二調節池の面積は約10~クタールになる。調節池は、洪水の一部を川から一時的に溜め、川の水嵩を減らす役割を果たす。調節池の周囲は、池に流入した洪水があふれ出ないように周囲堤で囲む。川と調節池との間の一部に越流堤を設けて、川が増水した際には洪水の一部が調節池に入るようにする。流入した洪水は、川の水嵩が下がるまでは池の中に溜まり、その後、川の水位が下がると排水樋管から自然に川に戻る。

増設している第二調節池は令和3年8月末から暫定供用しており、令和5年6月末時点で約35万立方メートルの貯水容量を確保した。現在、今年度末までの貯水容量40万立方メートルの確保を目指し、掘削や護岸工事を進めているとのことでありました。

次に、一宮川上流域及び支川については、長柄町に新設予定の第三調節池について、地質調査が完了し、詳細設計と用地測量を実施している。また、建設予定地となる地区及びその周辺において、地元説明会を実施しているところである。一宮川本川上流域及び支川の三途川と豊田川については、地形測量が完了し、現在、詳細設計や概略設計を進めている。また、阿久川については、詳細設計が完了し、現在嵩上げ工事を実施している。阿久川の堤防嵩上げ工事では、長者橋からガス管橋までの左岸約0.6キロメートル区間について、現在工事を行っており、そこから上流の折戸橋までの左岸約0.4キロメートル区間については、現在工事契約が完了したところである。また、右岸については、一宮川合流点から荒瀬橋までの区間について、現在発注の手続を行っており、残る富士見橋までの区間についても、令和6年度に発注予定である。次に、今後の進め方については、中下流域では、現在進めている橋梁架け替え工事や樋門工事、掘削、築堤、護岸工事などを今後も引き続き実施し、令和6年度末までの完成を目指して事業

を進めていく。また、第二調節池の増設工事については、今年度末の完成を目指す。令和4年度に新規事業化された上流域・支川については、現在、詳細設計等を行っているところであり、引き続き調査設計を進めるとともに、新設する第三調節池の用地取得に向けて、地元説明会等を行っている。本格的な工事の実施は令和6年度からとなる見込みだが、令和11年度末の完成を目指して、流域市町村と連携して事業を進めていきたいと考えているとのことでありました。

次に、流域治水については、一宮川水系では、流域治水のさらなる推進にあたって、河川整備の加速化とともに、水害に強いまちづくりのため、流域治水マスタープランの策定と特定都市河川浸水被害対策法の活用について、流域治水協議会の合意を得たところである。この法律には、流域治水の実効性を高めるため、特定都市河川の指定や流域水害対策計画の策定などが規定されている。特定都市河川の指定については、本年1月31日に県報告示を行っており、本年10月1日付で施行される。指定の内容は、法律に基づき、河川とその流域を指定することとし、特定都市河川に指定されると、雨水の浸透を阻害するような行為が、面積で1000平方メートル以上のものについて、知事の許可が必要となり、雨水を貯留浸透させる施設の設置が義務づけられる。なお、従来から宅地であったところを宅地にするなど、雨水の浸透が変わらない場合は規制の対象とはならないとのことでありました。

流域治水マスタープランについては、対策内容として、令和元年豪雨対策と気候変動対策の 2つで構成されており、令和元年豪雨対策については、一宮川流域浸水対策特別緊急事業に該 当するもので、令和11年度末までに着実に実施。気候変動対策については、中長期的な視点で、 流域のあらゆる関係者ができることを持ち寄る対策や、流域治水に関する教育や文化の醸成、 すぐには事業化できないような対策も含めて検討していくとのことでありました。

流域水害対策計画については、マスタープランと併せて、特に河川の整備と下水道整備を位置づけることにより、国の財政支援を確実に確保し、ハード整備のさらなる推進を図っていくとのことでした。

以上の説明に対して、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「どの程度の雨が降っても大丈夫なのか」との質疑に対し、「一宮川流域浸水対策特別緊急事業については、令和元年10月豪雨を対象降雨とし計画を作成している。具体的には、令和元年10月豪雨で長柄町水上での時間最大77ミリ、6時間雨量で285ミリの雨が基となる。なお、雨の降り方はいろいろなパターンによって変わるため、茂原市で何ミリであれば大丈夫と言うことは難しいところであるが、流域平均で24時間雨量250ミリ程度と考える」との答弁がありました。

次に、「下水処理場近くの一宮川と阿久川の合流箇所について、激特事業において左岸の一部を工事していないが、その理由は」との質疑に対し、「左岸については、100mm/h安心プランを策定した中で、護岸整備を実施しており、既に完了しているためである」との答弁がありました。

次に、「令和元年豪雨を基準とし、同程度であれば水はあふれないが、一部内水が残るとのことだが、県のほうでも対策を立ててもらえないか」との質疑に対し、「内水対策については、市町村が基本となるが、田んぼダムやため池貯留など、流域のあらゆる関係者が可能な限りできる対策を行うことが重要であり、それにより内水を軽減することができるものと考える」との答弁がありました。

次に、「事業の今後の進め方について、下流域及び中流域の令和7年度から令和11年度までの事業予定がないが、その理由は」との質疑に対し、「下流域及び中流域については、令和6年度末までの完成を目指しているためである。なお、上流域及び支川については、令和4年度に新規事業化を行ったところであり、令和11年度末までに完成するよう努めていく」との答弁がありました。

次に、「特定都市河川について本年10月1日に指定されるとのことだが、既にあるものに対しては規制しないということか」との質疑に対し、「指定される前に行われた行為について遡って対策を求めるものではない」との答弁がありました。

続いて、赤目川改修事業の進捗状況及び今後の見通しについて説明を受けました。

二級河川赤目川は、南白亀川合流点から茂原市本納地先、旧国道128号にかかる上総橋までの延長7.7キロメートル、流域面積は25平方キロメートルの河川である。JR本納駅周辺をはじめ、沿線地域の浸水被害解消等を目的として整備を進めており、これまでに下流から萱場橋までの約4.2キロメートル区間と上流側のJR外房線手前の乗川合流点にあるB調節池が概成している状況である。現在は、中流部の大規模特定河川事業の600メートル区間について集中的に河川改修工事を実施するとともに、上流側のB調節池の反対側にあるA調節池の整備を進めているところである。中流部の河川改修の状況としては、新桂島堰の改築工事を実施しているところであり、堰の改築完成後には、堰上下流の取付護岸工事を実施していく予定である。昨年度、新手樋橋の架け替え工事が完成し、集中的に事業実施している区間である600メートル区間内の護岸工事も概ね進んできたところであり、今年度は残る新手樋橋上流の樋管工事を実施する予定である。上流側のA調節池については、これまで約90%程度の掘削と護岸工事を昨年度まで実施しており、今年度はA調節池からの排水施設の設計及び工事等を進めていく予

定である。今後とも、地元の関係者から協力等を得ながら、赤目川の改修事業の早期完成に向けて努めてまいりたいとのことでありました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「大規模特定河川事業の600メートル区間は、いつ整備が終わるのか。また、整備が 完了した場合、A調節池とB調節池の周辺ではどの程度浸水が軽減されるのか」との質疑に対 し、「大規模特定河川事業の600メートル区間については、令和7年度の完成予定である。ま た、調節池周辺については、暫定であるがA調節池ができ、洪水時に一部の洪水を池の中に入 れているため、一定程度の効果があると考えるが、大規模特定河川事業の600メートル区間が 完了したことによる上流への効果については、上流部までの途中に河道が狭いところもあり、 上流部にどれだけ影響があるのかは不明である」との答弁がありました。

次に、「大規模特定河川事業の600メートル区間が完成し、その後の上流部に向けての計画 はあるのか」との質疑に対し、「上流部については、河川計画や堰の統廃合の計画がまだ決ま っていない状況である。地元と協議し、計画が固まり次第、上流に向けて整備を進めていきた い」との答弁がありました。

次に、「赤目川改修事業の進捗が遅れている主たる要因は」との質疑に対し、「近年はある程度目に見える形で進んでいると考えるが、遅れている理由としては、橋梁や堰などの構造物が多く存在しており、橋梁を架け替えるにしても堰を改築するにしても時間がかかってしまう。また、地元の合意形成があまりうまくいかなかったことも過去にあった。今後については、茂原市と連携を図りながら、地元との合意形成を得て、早めに計画を作成し、鋭意進捗に努めていきたい」との答弁がありました。

続いて、市当局より内水対策の状況について、明治橋の架け替えについて説明を受けました。 まず、内水対策の状況について、一宮川流域内において、内水を排除する既存の排水ポンプ は、平成25年台風26号の浸水被害を契機に実施した4か所の整備が完了したことにより、既存 箇所と合わせ現在10か所が供用しているとのことでありました。

笹塚地区排水ポンプの能力増強及び高師地先の排水路整備工事については、今年度の完成を目指しており、東茂原地先の排水路整備工事については、東茂原地区の浸水被害を解消させるため、令和4年度より工事着手し、継続的に排水路整備工事に取り組んでいる。また、大芝樋管の改修については、今年度より樋管改修工事等に着手し、令和6年度の完成を目指しているとのことでありました。

次に、明治橋については、千葉県により一宮川の河川改修事業を進める中で現況調査したと

ころ、地盤沈下により治水上著しい支障が生じていることが判明し、河川管理者である県より 改善を求められたため、洪水被害のリスクを軽減するために、一宮川河川改修工事期間に合わ せた架け替え工事を行っている。工程については、令和4年度より既設橋の撤去工事に着手し、 橋桁や基礎部分の撤去については完了しており、今後の工程としては、7月に、新橋の基礎部 分となる下部工について発注済みであり、引き続き、橋桁の工場製作や架設を行う上部工工事 及び左岸護岸工を今年度中に執行する予定である。その後、令和6年度に既存道路と新橋を取 り付ける道路工事を実施し、令和7年3月末の完成を目指しているとのことでありました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「完成した排水ポンプ4基について、平成25年の水害を契機に整備したとのことだが、 平成25年の水害には耐えられるけど、令和元年の水害と同規模の場合はどうなのか」との質疑 に対し、「市内に降った令和元年水害時の雨量と平成25年水害時の雨量とでは大きな差はなか った見方もでき、完成した排水ポンプ4基についても、一定の効果はあり、家屋への浸水被害 はなくなるものと考えている。なお、内水が一部残ってしまう状況もあるため、貯留等で追加 の検討をする必要があると考える」との答弁がありました。

次に、「千葉県が一宮川改修事業を進める中で、現況調査した結果、明治橋を架け替えることになったとのことだが、他の橋はどうだったのか」との質疑に対し、「県の指導があった中には、他の橋梁として、鷲巣橋及び八王子橋の2橋について、支障が生じていると報告を受けている。なお、この2橋についても今後何らかの対策が必要であると考えている」との答弁がありました。

また、委員より「東茂原排水整備だけに限らないが、地域の方から早く改善してほしいとの 要望があるので、できる限り早急に完了していただきたい」との意見がありました。

以上が会議の内容であります。

令和5年9月8日の台風13号の接近に伴う大雨は、1時間最大雨量78ミリ、12時間最大雨量371ミリ、降り始めからの総雨量405ミリという観測史上最大の豪雨となり、市民はまたしても生活に甚大な悪影響を及ぼす5度目の大規模浸水被害を受けました。これらを踏まえ、本委員会としては、千葉県や市当局と連携を図り、課題の把握及び解決のため、今回の浸水被害の原因等の調査を引き続き行うことといたしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長(金坂道人君) 以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

<>	47	
_ ~		

## 議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長(金坂道人君) 次に、議事日程第2「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長杉浦康一君から報告を求めます。

(総務委員会委員長 杉浦康一君登壇)

○総務委員会委員長(杉浦康一君) 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案1件について、9月15日に関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

議案第1号「令和5年度茂原市一般会計補正予算(第3号)」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3297万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ327億945万8000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、民生費について、「子どもの成長応援臨時給付金の事業内容と対象者数は」との質疑に対し、「本市では、新生児から高校3年生相当までに、1人当たり1万5000円を給付する事業である。対象者数は、新生児を含む就学前の児童は3250人、小中学生は5871人、高校生相当は2100人、合計1万1221人を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、衛生費について、「出産子育で応援給付金の事業内容と対象者数は」との質疑に対し、「全ての妊婦や子育で世帯が安心して出産・子育でできるように、妊娠期から出産・子育でまで一貫して支援する伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する事業で、出産前に出産応援給付金で5万円、出産後に子育で応援給付金で5万円をそれぞれ給付するものである。今回の対象者数については、出産応援給付金で210件、子育で応援給付金で180件を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、土木費について、「内水対策関連事業の大芝樋管の当初予算時の事業費、債務負担行 為額、補正後の事業費の内訳は」との質疑に対し、「当初の事業費は1億4410万円であり、令 和5年度から6年度までの債務負担行為を設定している。内訳は、令和5年度6484万5000円、 令和6年度7925万5000円である。補正後の事業費は1億9690万円となり、令和5年度8860万 5000円、令和6年度1億829万5000円となる」との答弁がありました。 次に、市債について、「河川排水債とはどのような起債か」との質疑に対し、「緊急自然災害防止対策事業債で、災害の発生を予防する事業や災害の拡大を防止する事業を対象とするもので、充当率100%、元利償還金の70%が地方交付税により措置される令和7年度までの時限的な起債である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については、全員異議なく可決すること と決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

〇議長(金坂道人君) 次に、教育福祉委員会委員長 石毛隆夫君から報告を求めます。

(教育福祉委員会委員長 石毛隆夫君登壇)

**〇教育福祉委員会委員長(石毛隆夫君)** 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました陳情1件について、9月15日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告をいたします。

陳情第2号「消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意 見書を政府等に提出することを求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、「悪質な訪問販売業者に対する相談を受けた場合、市はどのような対応をしているのか」との質疑に対し、「そのような相談を受けた場合、SNS等を活用し注意喚起を行っている。また、パイオネットという国のシステムに相談内容を登録し、各種関係機関で情報を共有している。さらに、警察にも情報共有していただくことで、市と警察の双方から啓発を行っている」との答弁がありました。

次に、「本陳情は茂原市以外にも提出をされているのか」との質疑に対し、「千葉県内の自治体に対しては、8月から随時提出されている。また、県外の自治体にも提出されており、約40市から国へ意見書が提出されている」との答弁がありました。

次に、「他自治体へも同一の陳情者から提出されているのか」との質疑に対し、「本陳情者 に限らず、消費者団体からも提出されている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第2号につきましては、全員異議なく採択することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長(金坂道人君) 次に、建設経済委員会委員長 小久保ともこ君から報告を求めます。

#### (建設経済委員会委員長 小久保ともこ君登壇)

#### **〇建設経済委員会委員長(小久保ともこ君)** 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案5件並びに請願1件について、9月15日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第2号「令和5年度茂原市下水道事業会計補正予算(第1号)」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「下水道管の移設にあたり、現況の下水道管はどのくらいの口径の管が入っているのか。また、土被りはどの程度か」との質疑に対し、「現況の下水道管は口径200ミリメートルのものが入っており、土被りは約1.5メートルである」との答弁がありました。

次に、「今回布設する下水道管はどのくらいの深さになるのか。また、下水道管への影響は」との質疑に対し、「深さについては、現況より約1メートル下げ、約2.5メートルとなり、下水道管への影響はないものと考える」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「茂原市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の 制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「ヤードで囲まれたスクラップ場などは騒音の関係でトラブルが多いと思われるが、 その場合も介入することとなるか」との質疑に対し、「今回の条例は中高層の建築物が対象と なり、該当しなければ適用の除外となる」との答弁がありました。

次に、「説明では、対象として葬祭場、パチンコ屋を挙げていたが、そのほかに考えられるケースはあるのか」との質疑に対し、「他市ではカラオケボックスやバッティングセンター、エンバーミング施設などを定めている市もある。本市では、過去に前例があった葬祭場及びパチンコ屋とすることとした。なお、今後については、必要に応じて随時見直していきたい」との答弁がありました。

次に、「今後、家族葬などの小規模な葬祭場が多くなり、ちょっとした改修で営業する葬祭場が増えてくると思われるが、面積要件はないのか」との質疑に対し、「特定用途建築物として定めた葬祭場及びパチンコ屋については、面積要件はなく、また、一定規模の増改築の場合

にも、建築主は事前協議をするものとなる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「契約の締結について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「制限付一般競争入札の制限の内容は」との質疑に対し、主な制限の内容は、令和 4・5年度茂原市入札参加資格者名簿に登載されている者で鋼構造物工事・特定建設業の許可 を受けている市内本店または総合点数840点以上の県内本店である」との答弁がありました。

次に、「以前の明治橋は、もっとアーチがあったように思ったが」との質疑に対し、「今回 の構造を検討する際に、極端に高さが上がらないような構造を目指したため、以前に比べ薄く なるような設計となっている」との答弁がありました。

次に、「前の明治橋は、両橋の橋桁が低かったため、今回橋桁を高くするとのことだったと思うが、橋桁の高さはどの程度上がるのか。また、工事費用については、今後増えることはないのか」との質疑に対し、「橋梁については、桁の下の高さを基準に1メートル上げる計画となっている。今後の工事費の増減については、契約の中に物価スライドを考慮する契約事項があり、極端な物価の変動があった場合、業者からの申出があれば、協議を行うこととなっている」との答弁がありました。

また、委員より、「工期は令和6年12月とのことだが、交通に不便であるとの声があるので、 なるべく早く完了するようお願いしたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「契約の締結について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の水路整備の設計は」との質疑に対し、「この流域が平成25年の水害を受け、 水害に対応するための断面等を検討した結果に基づく設計となっている」との答弁がありました。

次に、「国県の補助金は出るのか」との質疑に対し、「本箇所については、国県の補助金はなく、市の単費で行うものである」との答弁がありました。

次に、「下水道管の移設箇所と排水路整備箇所が部分的に交差するようだが、どのようになるのか」との質疑に対し、「交差する箇所については、下水道管を排水路施設の下に切り回し

て通す形で入れ直すことになる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、議案第5号は、全員異議なく可決することと決定しました。 次に、議案第6号「契約の締結について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「1号棟は昭和59年に建てられ、39年経過しているとのことだが、長寿命化を図り、 あと何年くらい使えるように考えているのか」との質疑に対し、「1号棟は鉄筋コンクリート 造りであり、基本的な耐用年数は70年で、残り31年となるが、構造自体は、使い方にもよるが、 それ以上もつものかと考える。今後は、状況に応じてできるだけ長寿命化を図っていきたい」 との答弁がありました。

次に、「次の長寿命化計画は、いつ策定する予定なのか」との質疑に対し、「現在の長寿命 化計画は平成30年3月に改訂したもので、概ね5年間の計画であり、現在見直しを行っている。 今後、外部の有識者等を交えた茂原市営住宅あり方検討委員会に諮って意見を聞きながら計画 を策定していきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、議案第6号は、全員異議なく可決することと決定しました。 次に、請願第3号「市道3級2112号線拡幅工事に関する請願」について申し上げます。 審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「他の優先すべき事業があるということだが、要望箇所についてやらないというわけではなく、優先順位に従ってやっていくということで良いのか」との質疑に対し、「地域から何度も要望があり、地元での優先順位が高いという事情は十分理解するが、市全体事業での優先度を考えると、当該路線の整備については、決してやらないというわけではなく、当分の間休止とし、中断せざるを得ないものである。優先すべき事業の進捗状況等を考慮し、当該路線の整備について今後とも考えていきたい」との答弁がありました。

次に、「今回の台風13号の影響で道路の破損箇所はどのくらいあるのか」との質疑に対し、「道路の破損箇所については、調査中ではあるが、約90か所の被害が出ている。なお、約90か所のうち、市の職員が対応できるものは随時対応しており、工事業者に発注予定しているのは約60か所を見込んでいる」との答弁がありました。

また、委員より、「請願の中に、市民の生命を守るため優先順位の高い事業であるとあるが、 今回の災害等を含め、この要望箇所について議論を重ねる必要があることから、継続審査にす べきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、請願第3号は、引き続き議論を重ねる必要があることから、採決

の結果、全会一致で継続審査とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長(金坂道人君) 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第1号から第6号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第6号については、いずれも原案のとおり可決されました。 次に、陳情について採決します。

今定例会に付議されました陳情は1件であります。

陳情第2号については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、陳情第2号については採択することと決定しました。



#### 閉会中の継続審査申し出の件

〇議長(金坂道人君) 次に、議事日程第3「閉会中の継続審査申し出の件」を議題とします。 お手元に配付のとおり、建設経済委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会 中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りいたします。建設経済委員会からの申出の案件について、閉会中の継続審査に付する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、建設経済委員会からの申出の案件については、閉会中の継続審査に付する ことと決定しました。

ここで報告します。

本日、岡沢与志隆君並びに石毛隆夫君から、今定例会に提出するため、発議案3件の送付が ありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

#### 発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議

〇議長(金坂道人君) それでは次に、議事日程第4「発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第3号までを一括上程します。

最初に、発議案第1号並びに第2号について、提出者岡沢与志隆君から提案理由の説明を求めます。岡沢与志隆議員。

### (9番 岡沢与志隆君登壇)

○9番(岡沢与志隆君) 提出者を代表いたしまして、発議案第1号並びに発議案第2号の提 案理由を説明申し上げます。

初めに、発議案第1号「二級河川一宮川水系河川の整備促進に関する意見書の提出について」であります。

本市は、過去4度にわたり甚大な浸水被害を受けました。令和元年10月の大雨では、市内の一宮川水系の数か所で河川が氾濫し、3名の尊い命が犠牲となるなど、甚大な被害を受けました。

そして今回、令和5年9月8日台風13号の接近に伴う大雨は、1時間最大雨量78ミリ、12時間最大雨量371ミリ、降り始めからの総雨量405ミリという観測史上最大の豪雨となり、茂原市民は、またしても生活に甚大な悪影響を及ぼす5度目の大規模浸水被害を受けました。

そこで、さらなる流域の安全安心を確保するため、一宮川水系河川整備計画及び一宮川水系 流域治水プロジェクトによる治水事業が、スピード感を持ち強力に推進することが急務である と考えております。

また、広域地盤沈下の影響や一宮川本川に支川が集まる地理的要因による浸水リスクを解消するため、中流域から太平洋まで伸びる新たな導水路の整備を早急に検討する必要があると考えます。

本市にとって一宮川水系河川の改修は、住民の生命と財産を守るための生命線であり、全市民が一日も早い洪水被害の解消を強く待ち望んでおります。

これらのことから、一宮川河川改修事業の早期完成のため、必要な予算の確実な確保等を要望すべく、地方自治法第99条の規定により、国及び県へ意見書を提出しようとするものであります。

次に、発議案第2号「二級河川赤目川の整備促進に関する意見書の提出について」であります。

本市における赤目川流域では、令和元年10月の大雨をはじめ、過去数回にわたり甚大な浸水被害を受けました。二級河川赤目川は平成7年度から改修が進められ、下流部の延長約4.2キロメートルまで拡幅工事の整備が図られました。

しかしながら、未改修区間である上流部では、令和元年10月の大雨や近年頻発するゲリラ豪雨等により被害が多発し、地域住民の日常生活に多大な影響を与えている状況です。

そして今回の豪雨により、流域住民は、またしても生活に甚大な悪影響を及ぼす大規模浸水 被害を受けました。

本市にとって赤目川の改修は最重要課題のひとつであり、流域住民は一日も早く洪水被害が 解消されるよう、河川改修の早期完成を切望しております。

これらのことから、赤目川改修事業の早期完成のため、大幅な予算の増額等を要望すべく、 地方自治法第99条の規定により、国及び県へ意見書を提出しようとするものであります。

慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長(金坂道人君) 次に、発議案第3号について、提出者石毛隆夫君から提案理由の説明 を求めます。石毛隆夫議員。

#### (8番 石毛隆夫君登壇)

○8番(石毛隆夫君) 提出者を代表いたしまして、発議案第3号について、提案理由の説明 を申し上げます。

発議案第3号「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正 を求める意見書の提出について」でありますが、特定商取引法の対象取引分野に関する相談は、 全国の消費生活センターに寄せられた相談件数の半数以上を占めており、特にデジタル社会の 進展やコロナ禍の影響から、インターネット通販に関するトラブルや、高齢者を狙った訪問・ 電話勧誘販売に関するトラブルが高い比率を占めております。さらにこの先、高齢者だけでは なく、成年年齢引下げによる20歳未満の若者を狙ったマルチ取引による被害の増加が懸念され ております。また、悪質な事業者に規制がかかることにより、良心的に営業を行っている地域 の事業者の正常な営業活動の保護にもつながることが考えられます。

以上のことから、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためにも、時代に即した法改正を国に要望すべく、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

本会議におかれましても、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(金坂道人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に、発議案第2号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に、発議案第3号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、 委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「二級河川一宮川水系河川の整備促進に関する意見書の提出について」は、原 案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号「二級河川赤目川の整備促進に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本 的改正を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を 求めます。

(起 立 全 員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

ここでお諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

#### 〇本日の会議要綱

- 1. 特別委員会中間報告の件
- 2. 議案並びに請願・陳情の総括審議
- 3. 閉会中の継続審査申し出の件
- 4. 発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議

## 〇出 席 議 員

1番

議 長 金 坂 道 人 君 副議長 田 畑 毅 君

御園敏之君 2番 工藤孝弘君

3番 河 野 英 美 君 4番 横 堀 喜一郎 君

5番 河野健市君 6番 高山佳久君

8番 石毛隆夫君 9番 岡沢与志隆君

11番 杉浦康 一君 12番 小久保 ともこ 君

16番 中山和夫君 17番 細谷菜穂子君

18番 鈴木敏文君 19番 平 ゆき子君

20番 ますだ よしお 君

## 〇欠 席 議 員

14番 山 田 広 宣 君 22番 常 泉 健 一 君

## 〇出席説明員

市 長 田 中 豊彦 君 副 市 長 豊 田正斗君 育 長 事 教 内 田 達 也 君 理 鈴 木 祐 君 総 務 部 長 渡 邉 正 統 君 企画財政部長 佐久間 尉 介 君 福 市 民 中 田 喜一郎 君 祉 部 長 平 井 仁 君 部 長 経済環境部長 飯 尾 克 彦 君 都市建設部長 渡 辺 修 君 教 育 部 長 中村 一之 君 総務部次長 菅 谷 直 博 君 (総務課長事務取扱) 佐久間 栄 博 企画財政部次長 君 市民部次長 飯 島 美 君 (企画政策課長事務取扱) (生活課長事務取扱) 福祉部次長 鬼島 啓 太 君 経済環境部次長 小 髙 宏 君 (社会福祉課長事務取扱) (農政課長事務取扱) 都市建設部次長 君 都市建設部次長 橋 啓 君 白 井 高 髙 (土木建設課長事務取扱) (建築課長事務取扱) 教育部次長 史 員 馬 白 井 康 君 職 課 長 神 幹 夫 君 (教育総務課長事務取扱) 財 課 博 彦 政 長 安 田 君 **-** ☆ -**→** 

#### 〇出席事務局職員

務 局 長 宮 本 弘 美 博 局 長 補 佐 東 間 議 事 係 長 綱 邦 金 彦 ○議長(金坂道人君) これをもちまして、令和5年茂原市議会9月定例会を閉会します。 長期間にわたる御審議、誠に御苦労さまでした。

## 午後2時02分 閉会

☆	<b>→</b>	
地方自治法第123条第2項の規定により署名する	) <sub>o</sub>	

令和5年11月1日

茂原市議会議長 金 坂 道 人

茂原市議会副議長 田 畑 毅

茂原市議会議員 河 野 健 市

茂原市議会議員 高 山 佳 久